める事項」について次のように公表する。 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、 なお、 本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十八年七月一日から九月三 同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定

平成二十八年十一月二十一日

・日までとする。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松﨑 孝夫

1 支援決定を行った件

2 買取申込み等期間 の延長を行った件数

該当なし

3 支援決定を撤回した件数

該当なし

4

買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権 \mathcal{O} 元本総

買取決定を行った対象事業者の概要

宮城県沿岸部 の水産卸売業者 (震災により事 務所が損壊、 原発の風評 被害により売上 が

宮城県沿岸部の卸売業者(津波により店舗が全壊、 取引先の減少により売上 が 減少)

宮城県沿岸部の宿泊業者(震災により建物が損壊、 備品が流 出

兀 茨城県の印刷業者(震災により設備 在庫が破損

五. 茨城県の宿泊業者 (震災により建物が損壊、 予約取り消し及び風評被害により売上が減

宮城県沿岸部の水産加工業者(津波により本社社屋、工場設備等が損壊、 風評被害により売上が減少)

福島県中通りの 建設業者(放射能被害により在庫が毀損、 売上機会を喪失)

十十九八七六 福島県中 通 りの建設業者 (放射能被害により在庫が毀損)

福島県中 通 りの建設業者 (放射能被害により在庫が毀損、 一時営業停止を余儀なくされた)

茨城県の水産 加工業者(風評被害により売上が減少、在庫の処分を余儀なくされた)

茨城県の 水産加工業者 (風評被害により売上が減少、 在庫の処分を余儀なくされた)

十二 茨城県の廃棄物処理業者 (震災による液状化により本社建物が損壊)

茨城県の宿泊業者 (建築中の建物が津波を被ったことによる事業再開の遅れ、 風評被害による旅行客減少に伴

い売上が減少)

買取りに係る債権の元本総額

三十六億五千七百二十六万七千円

5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額

該当なし

6 く。)及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額(信託の引受けに係る債権を除く。) 該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額(信託の引受けに係る債権を除 行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型(譲渡、 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型(債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。)ごとの当該処分を 消却その他の類型をいう。)ごとの当

債務の免除 十三件、その他 三件

当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額(信託の引受けに係る債権を除く。)

三十七億二千八百六十一万八千円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額 (信託の引受けに係る債権を除く。)

二十五億五千七百七十四万五千円

の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権

買取価格の総額

7

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

宮城県沿岸部の飲食業者(津波により店舗が全壊)

一 青森県沿岸部の運送業者 (津波により事務所等が浸水)

二 宮城県沿岸部の不動産賃貸業者(津波により賃貸用物件が全て流出

四 青森県の小売業者 (震災による間接被害)

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

八千三百五十六万九千円